

R07 箕面政第 000684 - 002 号
令和 8 年（2026 年）2 月 24 日

箕面市都市計画審議会
会長 増田 昇 様

箕面市長 原 田 亮



北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について【付議】

標記のことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、貴審議会の議決を求めたく、付議します。

つきましては、説明資料を送付いたしますので、ご査収ください。

北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（箕面市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 167ha	
準防火地域	約 43ha	

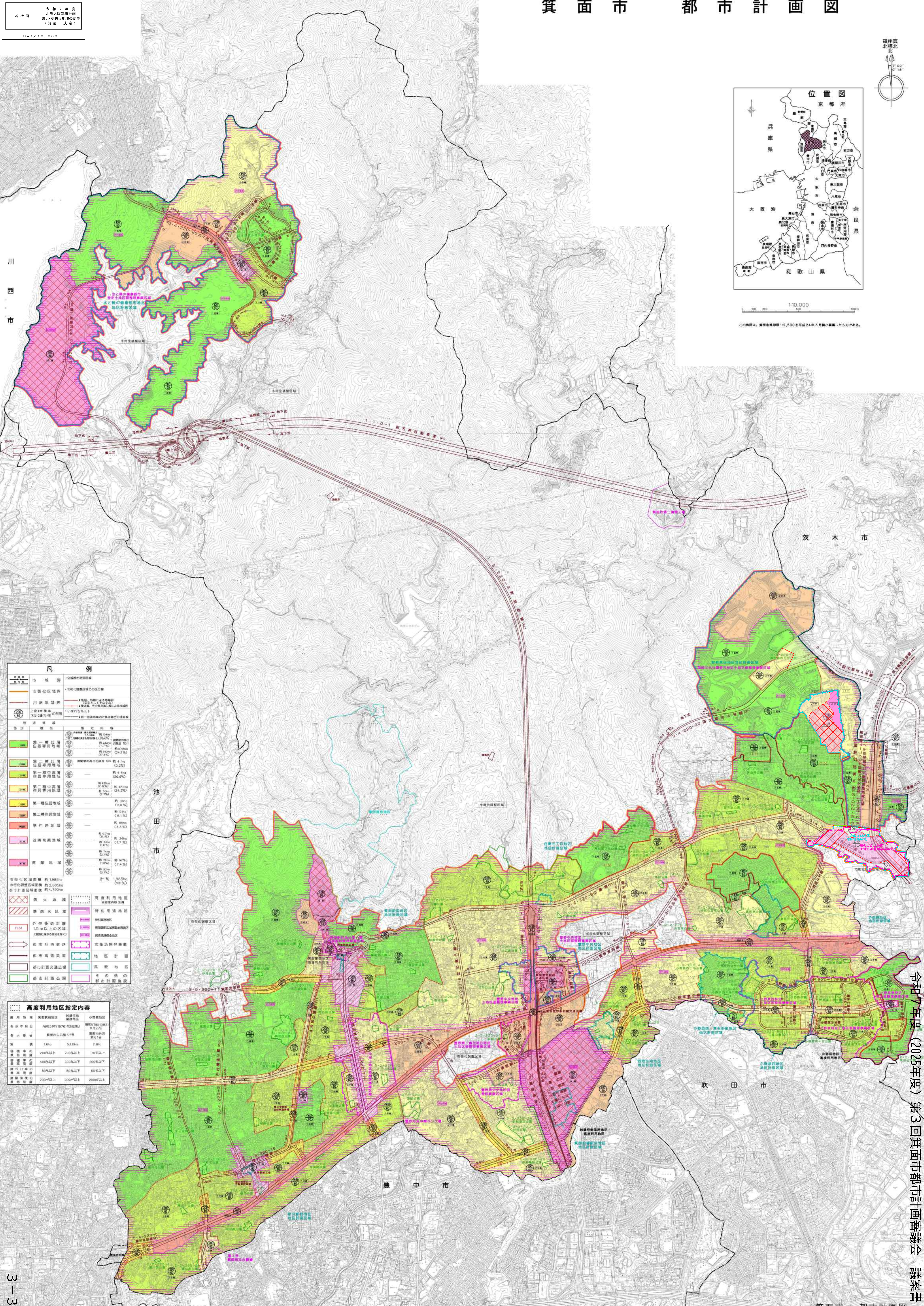
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

川合・山之口地区において、用途地域の変更を行うことから、都市の不燃化を促進するため、本案のとおり防火地域及び準防火地域を変更しようとするものである。



この地図は、宮城県地形図1:2,500を平成24年3月縮小編集したものである。

[illegible]

高度利用地区指定内容			
適用地域	箕面駅前地区	新緑地 商業地区	小野東地区
告示年月日	昭和51年(1976)10月29日	昭和57年(1982)8月7日	昭和57年(1982)8月7日
告示番	箕面市告示第5.5号	箕面市告示第61号	
面積	1.6ha	53.0ha	2.8ha
建築率の 最低限度	200%以上	200%以上	70%以上
容積率の 最低限度	400%以下	600%以下	200%以下
容積率の 最高限度	80%以下	80%以下	60%以下
建築面積の 最低限度	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上

計画図

令和7年度
北部大阪都市計画
防火準防火地域の変更
（箕面市決定）

S=1/2,500

